

平成28年度第1回八雲町地域自立支援協議会

と き：平成28年7月6日（水）13：30～

と ころ：シルバープラザ第1・2会議室

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 報告事項

(1) 避難行動要支援者対策計画について

(2) 平成27年度優先調達実績、平成28年度優先調達方針について

・・・・・・・・・・2～4ページ

(3) 協議会委員からの報告

・就労体験の取り組みについて

森屋委員（北海道八雲養護学校） ・・・・・・・・別添資料（当日配布）

4. 議題

(1) 平成28年度の取り組みについて ・・・・・・・・5ページ

(2) 第4期八雲町障害福祉計画について ・・・・・・・・6～18ページ

(3) 『障がい者のしおり』の改訂について ・・・・・・・・19～22ページ

(4) 八雲町広報紙等音声化事業実施要綱について ・・・・・・・・23～25ページ

5. その他

6. 閉会

平成 27 年度優先調達実績、平成 28 年度優先調達方針について

平成 28 年 7 月
保 健 福 祉 課

1 障害者優先調達推進法について

平成 25 年 4 月 1 日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行された。同法は、国や地方公共団体などが障がい者就労施設等から優先的、積極的に物品や役務を調達することで、障がい者に支払われる工賃水準の維持・向上につなげ、間接的に障がい者の経済的自立を支援することを目的とする。

具体的には、年度当初にその年度において障害者就労施設等からの調達の目標を決め、公表し、年度末以降に調達実績を公表する。

年度当初	年度中	年度末以降
調達方針の作成 および公表	⇒ 調 達 ⇒	調達実績の公表

2 八雲町の優先調達方針および実績

八雲町では、平成 26 年度から優先調達方針の作成および実績の公表を行っており、各年度の状況は下表のとおり。

年 度	調達方針	調達実績
平成 26 年度	100,000 円	194,090 円
平成 27 年度	100,000 円	268,079 円
平成 28 年度	100,000 円	

《参考》町内の障害者就労施設等

- ・八雲シンフォニー（就労継続支援 B 型事業所）
- ・きずなファーム（就労継続支援 B 型事業所）
- ・かつら共同作業所（就労継続支援 B 型事業所）

平成27年度 八雲町における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

平成 28 年 5 月 27 日 八雲町保健福祉課障がい者福祉係

調 達 先	物品						役務						合計 (物品+役務)		うち 随意 契約																				
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計		金額 (円)		件数								
	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数							
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所				54,000	4		54,000	4	54,000	4					197,640	1						16,439	2			214,079	3			268,079	7			268,079	7
共同受注窓口					0				0	0															0	0							0		
特例子会社 重度多就労事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体									0	0															0	0							0		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	54,000	4	0	0	0	0	197,640	1	0	0	0	0	0	16,439	2	0	0	214,079	3	268,079	7	268,079	7	268,079	7		

平成 28 年度八雲町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、八雲町（以下「町」という。）における、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

本調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本調達方針は、八雲町の全ての組織に適用するものとする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

町において調達の対象となる障がい者就労施設等は、法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する障がい者就労施設等のうち、八雲町内を所在地とする障がい者就労施設等とする。

5 調達する物品等

町が契約によって調達する物品および役務（以下「物品等」という。）のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 物品等の調達目標

平成 28 年度の調達目標を、100 千円とする。

7 物品等の調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、以下の取組みを行う。

(1) 庁内各部署での取組み

庁内各部署では、法の趣旨を理解し、物品等の調達に際し障がい者就労施設等からの調達に努める。

(2) 調達の推進に必要な情報提供

障がい者就労施設等から供給可能な物品等についての情報を収集し、庁内各部署への情報提供を行う。

(3) 調達発注における配慮

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、以下の点についても配慮する。

ア 障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量の設定に配慮する。

イ 障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対し十分な説明に努める。

8 物品等の調達における契約

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

9 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本調達方針は、法第 9 条第 3 項の規定に基づき町ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績については法第 9 条第 5 項の規定に基づき、取りまとめ次第速やかに公表する。

平成28年度の取り組みについて

平成28年7月
保健福祉課

1 障がい福祉に関するアンケートの実施

- 1) 目的 ・第5期八雲町障害福祉計画策定のためのニーズ把握
・就労支援のための実態調査
- 2) 時期 平成28年7月
- 3) 調査票 平成27年度第2回自立支援協議会にて協議済み

2 『障がい者のしおり』の改訂

- 1) 改訂理由 前回の改訂（平成26年3月）から3年経過するため内容を更新する。
- 2) 時期 平成29年3月
- 3) 改訂内容 協議事項（3）により説明

3 八雲町広報紙等音声化事業実施要綱の制定

- 1) 目的 要綱整備により、①地域生活支援事業補助金の事業に加える、②利用にあたっての手続きを明確にすることを目的とする。
- 2) 時期 平成28年7月
- 3) 要綱案 協議事項（4）により説明

4 理解促進研修・啓発事業の実施

- 1) 目的 障がい者に対する「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための事業。
- 2) テーマ 障害者差別解消法について
- 3) 時期 未定

第4期八雲町障害福祉計画について

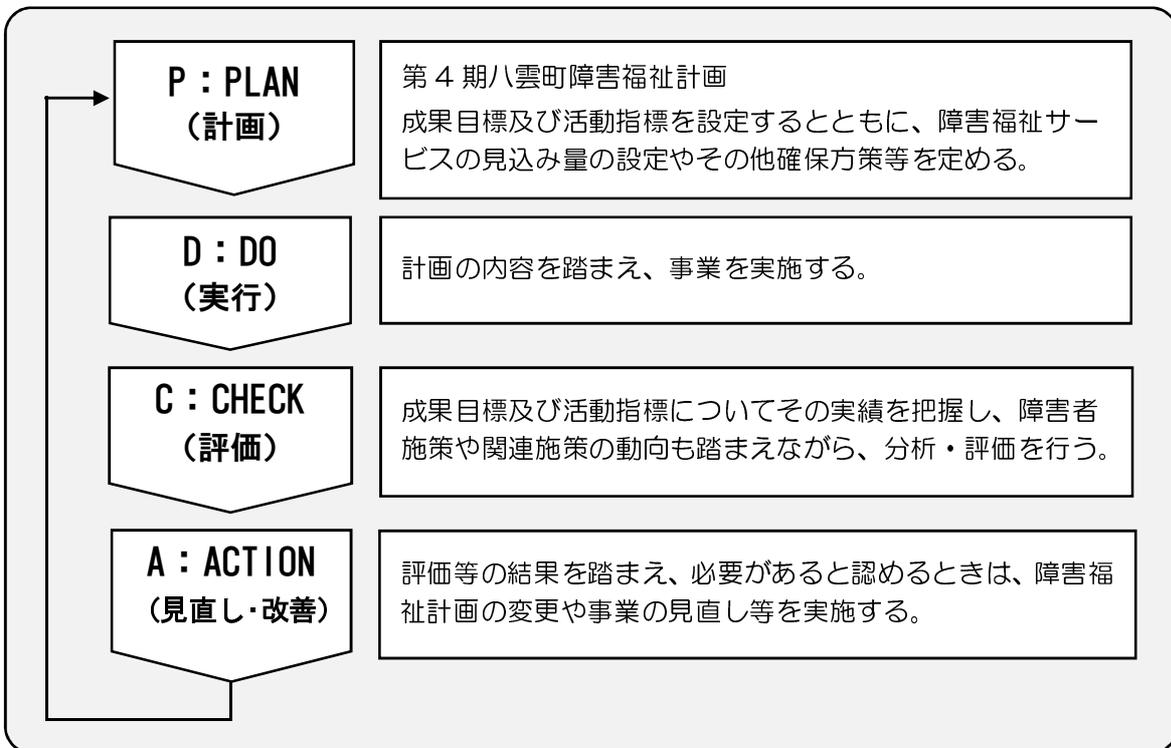
平成28年7月
保健福祉課

1 障害福祉計画について

「障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条において市町村が定めることとされており、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指すうえでのサービス提供の基本方向を示すことを目的とした計画。八雲町では平成27年3月に第4期八雲町障害福祉計画を策定しており、計画期間は平成27年4月から平成30年3月までとしている。

2 PDCAサイクルについて

PDCAサイクルとは、策定した計画を実施し、実施結果の評価を行い、評価の結果を計画の見直しをするというもので、第4期八雲町障害福祉計画から導入した。



3 障害福祉サービスの支給量の見込みと実績

3-1 日中活動系サービス

1) 療養介護

主な対象者： 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、①ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており区分6の人、②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人で区分5以上の人

実施内容： 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

(単位：人)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	7	7	7	8	8	8
	実績	7	8	8	8		

2) 生活介護

主な対象者： 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等が支援な人で、

①区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上

②50歳以上の場合は、区分2以上（施設入所は区分3以上）

実施内容： 地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	56	46	39	53	53	53
	実績	62	56	55	57		
利用日数	計画	1,232	1,012	858	1,113	1,113	1,113
	実績	1,406	1,234	1,185	1,256		

3) 自立訓練（機能訓練）

主な対象者： 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者

- ①入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

実施内容： 地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	1	2	3	1	2	3
	実績	0	0	0	0		
利用日数	計画	22	44	66	21	42	63
	実績	0	0	0	0		

4) 自立訓練（生活訓練）

主な対象者： 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

- ①入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

実施内容： 地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	2	5	7	2	3	4
	実績	0	0	1	1		
利用日数	計画	44	110	154	42	63	84
	実績	0	0	21	23		

5) 宿泊型自立訓練

主な対象者： 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

実施内容： 居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	0	0	0	1		
利用日数	計画	-	-	-	30	30	30
	実績	0	0	0	31		

※第3期計画では、宿泊型自立訓練を自立訓練（生活訓練）に含んでいたため、計画値を「-」とした。

6) 就労移行支援

主な対象者： 就労を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人

実施内容： 生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のため

に必要な相談、その他の必要な支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	4	5	7	1	1	2
	実績	0	0	1	2		
利用日数	計画	88	110	154	21	21	42
	実績	0	0	21	45		

7) 就労継続支援A型

主な対象者： 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）

- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人
- ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人

実施内容： 生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	2	4	6	1	1	1
	実績	1	1	1	5		
利用日数	計画	44	88	132	21	21	21
	実績	23	21	22	115		

8) 就労継続支援B型

主な対象者： 就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人

- ①就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人
- ②就労移行支援を利用したが、B型の利用が適当と判断された人
- ③上記に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金1

級受給者

実施内容：生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	38	41	46	53	58	63
	実績	39	51	52	74		
利用日数	計画	836	902	1,012	1,113	1,218	1,323
	実績	800	999	1,014	1,493		

9) 短期入所

主な対象者：居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人

実施内容：障がい者支援施設、児童福祉施設その他の施設で、短期間、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	0	0	1	0		
利用日数	計画	14	14	14	7	7	7
	実績	0	0	7	0		

3-2 居住系サービス

1) 共同生活援助（グループホーム）

主な対象者：身体障がい者(65歳未満の者又は65歳に達する日の前までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障がい者及び精神障がい者。

実施内容：地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

(単位：人)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	32	40	54	39	44	49
	実績	33	39	39	57		
町内における 整備見込量	計画	—	—	—	20	20	20
	実績	7	14	14	25		

※平成26年4月から共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）が一元化されているため、H24およびH25の数値は両制度の合算値としている。

2) 施設入所支援

主な対象者： ①生活介護利用者のうち、区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）

②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人

実施内容： 施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	59	53	49	49	48	46
	実績	59	53	50	48		

3-3 訪問系サービス

1) 居宅介護（ホームヘルプ）

主な対象者： 区分1以上（障がい児にあっては、これに相当する心身の状態）である人

実施内容： 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

2) 重度訪問介護

主な対象者： 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（区分4以上）
重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする人

実施内容： 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

3) 同行援護

主な対象者： 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である人

実施内容： 外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

4) 行動援護

主な対象者： 知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（区分3以上）で、区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）である人

実施内容： 障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

5) 重度障害者等包括支援

主な対象者： 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある人
①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある人で、

- ・ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者
- ・最重度の知的障がい者

②区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上である人

実施内容： 居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

(単位：人、時間/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	14	16	18	20	23	26
	実績	13	15	18	14		
利用時間数	計画	152	168	184	260	299	338
	実績	179.25	192.5	247.75	242.00		

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計。ただし、居宅介護のうち通院等乗降介助は1回を1時間として合算した。

3-4 相談支援

1) 計画相談支援

主な対象者： 障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がいのある人

障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がいのある人

実施内容： サービス利用支援は障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。

継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

(単位：人)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	2	8	16	120	95	100
	実績	0	0	8	136		

4 地域生活支援事業の支給量の見込みと実績

1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施状況	計画		—	—	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	実施		

2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業。平成25年4月に新たに追加されました。

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施状況	計画		—	—	実施	実施	実施
	実績		未実施	未実施	未実施		

3) 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(単位：箇所)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施箇所数	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1		

4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると

認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

(単位：人)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施状況または 利用者数	計画	実施	実施	実施	1	1	1
	実績	実施	実施	実施	0		

5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人の意思疎通を支援します。

(単位：人)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0		

6) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

(単位：件)

			第3期計画			第4期計画		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用 件数	介護・訓練 支援用具	計画	2	2	2	15	15	15
		実績	4	6	18	0		
	自立生活 支援用具	計画	2	2	2	5	5	5
		実績	3	9	3	10		
	在宅療養等 支援用具	計画	2	2	2	5	5	5
		実績	4	2	3	4		
	情報・意思 疎通支援用具	計画	3	3	3	5	5	5
		実績	2	8	8	7		

	排泄管理 支援用具	計画	327	327	327	300	325	350
		実績	401	325	302	369		
	居宅生活動作 補助用具	計画	1	1	1	3	3	3
		実績	1	2	3	4		

7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業。平成 25 年 4 月に追加されました。

		第 3 期計画			第 4 期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施状況	計画		—	—	実施	実施	実施
	実績		未実施	未実施	未実施		

8) 市民後見人等育成・研修事業

市民後見人等としての業務を適正に担う人材を育成することを目的とした事業で、地域生活支援事業として平成 25 年 4 月に追加されました。

		第 3 期計画			第 4 期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施状況	計画		—	—	実施	実施	実施
	実績		未実施	未実施	未実施		

9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(単位：人/年、時間/年)

		第 3 期計画			第 4 期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	3	0	0	0		

利用時間数	計画	132	132	132	52	52	52
	実績	13	0	0	0		

10) 地域活動支援センター

地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。

(単位：箇所、人/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施箇所数	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1		
利用者数	計画	25	25	36	20	20	20
	実績	19	19	19	19		

11) 自動車改造助成事業

身体に障がいのある人の社会参加を目的として、障がい者が所有し運転する自動車のハンドル、ウィンカーなどの改造に要する費用の一部を助成します。(助成額の上限10万円)

(単位：人/年)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	2	2	3	2	2	2
	実績	0	1	0	2		

『障がい者のしおり』の改訂について

平成 28 年 7 月
保 健 福 祉 課

1 しおりの作成・配布の目的

障がい者のしおりは、障がいのある方が利用できる各種制度の概要を、日常生活援助・各種軽減措置・年金・医療などに分けて、説明、紹介したもの。町では、障がいのある方が明るく、豊かな生活を送ることができるよう、各種事業を行っております。

2 配布方法

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付の際、説明をして渡している。
- ・ しおり改正時は、八雲町広報で、役場、シルバープラザ、熊石総合支所、落部支所、八雲総合病院などで配布していること、八雲町ホームページでダウンロードできることを、周知する。

3 掲載項目

掲載項目（案）	備 考
◇障害施策対象範囲一覧表	
◇相談の窓口について 1. 町の相談窓口、虐待通報窓口 2. 国や道などの公的機関の窓口 3. 社会福祉協議会 4. 民生委員・児童委員 5. 障がい者相談員	
◇手帳の交付について 1. 身体障害者手帳 2. 療育手帳 3. 精神障害者保健福祉手帳	
◇各種サービス・日常生活の援助などについて 1. 障害福祉サービス・障害児通所支援 サービス提供事業所一覧 2. 子ども発達支援センター（療育・障がい児家族 相談支援）	「障害児通所支援」と「サービス提供事業所一覧」は新規

3. 地域活動支援センター	
4. 社会参加の促進（ふれあい教室・ほっとしよう会・あすなる会）	「リハビリ教室」から名称変更
5. 八雲総合病院精神科ショートケア	新規項目
6. 補装具費の支給	
7. 地域生活支援事業	
1) 相談支援事業	
2) 成年後見制度利用支援事業	
3) 意思疎通支援事業	「コミュニケーション支援事業」から名称変更
4) 移動支援事業	
5) 自動車改造助成事業	
6) 広報紙等音声化事業	「青い鳥朗読奉仕団」から名称変更
7) 日常生活用具の給付（貸与）	
8. 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	
9. 給食サービス	
10. 救急医療情報キット配布事業	
11. 除雪費助成金交付事業	
12. 日常生活自立支援事業	「地域福祉権利擁護事業」から名称変更
13. 移送サービス	
14. 福祉用具貸出事業	新規項目
15. 生きがいデイサービス	新規項目
16. 緊急通報電話機の貸与	
17. 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業	
18. 身体障害者等駐車禁止除外指定車標章の交付	
19. ファクシミリの警察連絡	
20. 選挙について	新規項目
<hr/>	
◇各種軽減措置について	
1. 税金の控除・減免など	
2. マル優などの非課税制度	
3. JRの旅客運賃割引	
4. 航空運賃の割引	
5. 有料道路料金の割引	
6. 民営バスの割引	

<ul style="list-style-type: none"> 7. NTT番号案内（104）の料金免除 8. 点字郵便物等の減免 9. NHK放送受信料の減免 10. タクシー料金の割引 11. タクシー料金の助成（福祉タクシー） 12. 入浴料の助成 13. 紙おむつ利用券の給付 14. 上下水道使用料金の軽減 15. 携帯電話料金の割引 16. 高齢者等のインフルエンザ予防接種 	
<p>◇健康と医療について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 自立支援医療の給付 <ul style="list-style-type: none"> 1) 更生医療 2) 精神通院医療 3) 育成医療 2. 特定疾病療養受療証の交付 3. 治療用装具 4. 重度心身障害者（児）医療費助成制度・その他の医療助成制度 5. 障害認定による後期高齢者医療制度 6. 小児慢性特定疾病医療費助成制度 7. 特定医療費（指定難病）受給者証 	<p>新規項目 新規項目 一部新規項目 新規項目 新規項目</p>
<p>◇年金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 国民年金（障害基礎年金） 2. 厚生年金（障害厚生年金） 3. 船員保険 4. 各種共済組合（年金） 5. 特別障害給付金について 	<p>新規項目</p>
<p>◇手当について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 障害児福祉手当 2. 特別障害者手当 3. 児童扶養手当 4. 特別児童扶養手当 5. 外国人高齢者・障害者福祉給付金 6. 在宅介護支援手当 	

7. 冬季福祉手当	
◇保険・貸付制度・住宅対策などについて	
1. 心身障害者扶養共済制度	
2. 生活福祉資金の貸し付け	
3. 高齢者等住宅整備資金助成	
4. 町営住宅	
◇各種団体などについて	
◇その他	
1. 障害者差別解消法について	新規項目
2. 災害時要援護者名簿登録のご案内	新規項目
3. SOSネットワークについて	新規項目
4. 育ちと学びの応援ファイル「カラフル（療育カルテ）」のご紹介	新規項目
5. 地域自立支援協議会のご紹介	新規項目
6. 身体障害者福祉協会のご案内	
◇参考資料	
1. 雇用安定制度内容	
2. 共生サロンのご案内	新規項目
3. 八雲町バリアフリートイレ設置場所	
4. 拡大読書器設置場所のご案内	新規項目
5. 身体障がい者障がい程度等級表	
6. 療育手帳の障がい程度について	
7. 精神障がい者保健福祉手帳障がい等級判定基準	
8. 障害者総合支援法の対象疾患一覧	

※削除分

削除項目（案）	備考
町民ドック（特定健診）、健康相談（無料）、住民検診（特定検診）・肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、骨粗しょう症検診、脳ドック検診、精神保健相談	障がいの有無に関わらず受けられるため
ホームページの警察相談	ホームページのバリアフリー化が一般化し、特別なものではなくなったため

八雲町広報紙等音声化事業実施要綱について

平成 28 年 7 月
保 健 福 祉 課

1 事業内容について

- ・ 町広報紙を読むことが困難な障がい者に対して、町広報紙の内容を音声化したCDを自宅に送付する事業。
- ・ 既に実施している事業ではあるが、要綱を整備し、地域生活支援事業補助金の事業の1つに加え、利用手続きを明確にしようとするもの。

2 現在の利用状況

5人

3 委託先について

- ・ 町広報 ⇒ やくも朗読サークル
- ・ 議会広報 ⇒ 青い鳥朗読奉仕団（函館）

4 要綱（案）

次頁のとおり

八雲町広報紙等音声化事業実施要綱（案）

平成 28 年〇月〇日

（目的）

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「法」という。）第 77 条第 3 項の規定に基づき、視覚障がい者等に対し、町広報紙等を音声化したものを提供することにより、その福祉の増進に資することを目的とする。

（事業内容）

第 2 条 本事業は、町広報紙等を音声化し、音声化したものを収めた記録媒体を利用者に配布するものとする。

（業務の委託）

第 3 条 町長は、本事業の業務を委託により実施することができるものとする。

（対象者）

第 4 条 本事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）視覚障がいや肢体不自由により紙面を見ることが困難な者
- （2）知的障がいや精神障がいにより漢字を読むことが困難な者
- （3）前各号に定める者の他、町長が本事業の利用が必要と認める者

（利用の申請）

第 5 条 本事業を利用しようとする者は、利用申請書（様式第 1 号）により町長に申請するものとする。

（利用許可または却下の決定）

第 6 条 町長は、利用申請書を受理したときは、利用許可または却下を決定するものとする。

2 町長は、利用を許可することを決定したときは、前条の規定により申請した者（以下「申請者」という。）に対し、利用許可決定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 町長は、委託事業者に対し、事業実施依頼書（様式第 3 号）により実施を依頼するものとする。

4 町長は、利用を許可しないことを決定したときは、申請者に対し、却下決定通知書（様式第 4 号）を交付するものとする。

（変更および利用中止の届出）

第 7 条 本事業の利用決定を受けた者が決定事項を変更する時または利用を中止する時は、利用許可決定事項変更・利用中止届（様式第 5 号）により町長に届け出るものとする。

2 町長は、利用許可決定事項変更届・利用中止届を受理したときは、委託事業者に対し、変更内容を依頼内容変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（利用料）

第8条 町長は、本事業の利用による料金を徴しないものとする。

（守秘義務）

第9条 町長から業務を受託した者は、本事業の実施にあたり知り得た事項について、他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年●月●日から施行する。

就労体験学習の取り組みについて

北海道八雲養護学校

1. 学校について

隣接する「国立病院機構八雲病院」に入院している病弱児童生徒（神経筋疾患・重度心身障害）を対象としており、八雲近郊で在宅療養をしている児童生徒に対する訪問教育も行っています。

八雲病院に入院加療の必要のある全ての児童生徒が対象となるため、出身地は全道に及びます。（現在、小～高等部まで計22名が在籍）

学習環境の評価と整備については、八雲病院の専門スタッフのアドバイスをうけながら行っています。PCやタブレット、各種スイッチなどの支援機器を積極的に活用して、個々の児童生徒に合わせた環境を整えています。

2. 就労体験学習の取り組みについて

学習の成果を生かして働く体験を通じて自己有用感を高め、将来の社会参加や卒業後の生活に対する意欲向上を目的として、平成24年度から年2回、本校後援会や町内の事業所等の協力を得て、就労体験学習を実施しています。

表2: これまでの就労体験の内容

平成24年度	テープおこし(校内進路学習会記録)・本校職員の名刺作成・校内軽作業
平成25年度	webデザイン(OKIワークウェル・ワイズスタッフ)・ポストカード作成(八雲シンフォニー)・ウェルカムカード(本校後援会)・校内案内図作成・校内軽作業
平成26年度	会員証・学校紹介パンフレット・二海カレーポスター制作(本校後援会)・本校職員の名刺製作・ラベル貼り(服部醸造)・校内軽作業
平成27年度	PC実習(OKIワークウェル)・タクシーカード製作(八雲ハイヤー)・POP製作(八雲病院売店)・英語メニュー製作(伊勢屋食堂)・メニュー表製作(八雲病院高見食堂)・校内軽作業
平成28年度	会員証製作(本校後援会)・町内イベント用チラシデザイン(伊勢屋食堂)・店内標示物製作(川合精肉店)・校内軽作業

※OKIワークウェル及びワイズスタッフについては、インターネットを活用した遠隔実習。